

建設工事請負契約書（金銭的保証タイプ） 新旧対照表

新	旧
<p>1～6 略</p> <p>(総則) 第1条～第7条 略</p> <p>(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、次の各号に掲げる <u>届出</u> をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出</p> <p>第7条の2第2項から第58条 略</p>	<p>1～6 略</p> <p>(総則) 第1条～第7条 略</p> <p>(受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等)</p> <p>第7条の2 受注者は、<u>工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、4,000万円（工事が建築一式工事の場合は6,000万円）以上になる場合において、次の各号に掲げる届出の義務を履行</u>していない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出 <u>の義務</u> (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出 <u>の義務</u> (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出 <u>の義務</u></p> <p>第7条の2第2項から第58条 略</p>